令和7年度認知症対応型サービス事業管理者研修実施要領

1 研修の目的

地域密着型サービス事業所の管理者が、その目的や理念を理解し、認知症高齢者の生活支援 の為に重要な地域資源として地域密着型サービス事業所の適切な管理・運営していくために必 要な知識・技術を修得する。

2 実施主体

鳥取県 (事業委託者:社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会)

3 受講対象者

- (1) 定 員 50名 (受講希望者が定員を超えた場合は選考により決定)
- (2) 申込み要件

次回研修開催までに、以下事業所の管理者となることが予定されている者、かつ、認知症介護実践者研修(平成17~令和7年度)又は痴呆介護実務者研修基礎課程(平成13~16年度)を修了しているもの。

- · 单独型 · 併設型指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所
- 共用型指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所
- ·指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所
- · 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所
- · 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

4 受講料 3.100円/人 ※非課税

受講料は受講決定後に本会指定口座へお振込みいただきます。振込先は、受講決定通知に記載します。

5 日時・会場・カリキュラム

日 時 【1日目】令和7年10月30日(木) 9:30~14:15(受付9:00~) 【2日目】令和7年10月31日(金) 9:30~16:00(受付9:00~)

会 場 倉吉体育文化会館 大研修室 (倉吉市山根 529-2)

	9:3	9:35 10:35 10:45 12:			: 15 13:15 14:15			
1日目	オリエンテーション	地域密着型サービスの指定 基準について 60分 県長寿社会課	休憩	地域密着型サービスの取り組みについて90分 いて90分 特定非営利活動法人豊心会副理事長兼統括介護長橋本好博		<u>介護従事者に</u> 対する労務管理 <u>について</u> 60分 安田社会保険 労務士事務所 安田岳歩		
	9:30				16:00			
2日目		適切なサービス提供の あり方について 150分 特定非営利活動法人 豊心会				<u>適切なサービス提供の</u> <u>あり方について</u> 180分 特定非営利活動法人 豊心会		
		副理事長兼統括介護長 橋本 好博				副理事長兼統括介護長 橋本 好博		草

6 受講申込

(1)別紙「受講申込書」に必要事項を記載し、**事業所が所在する(所在予定)各市町村にメール**で申し込みください。

※申込先のメールアドレスについては各市町村にお問い合わせください。

(2) 提出期限

①事業所から各市町村への申込期限 : **令和7年 9月 8日 (月) 必着** ②各市町村から事務局への申込期限 : **令和7年 9月16日 (火) 必着**

7 受講決定について

- (1) 申込み人数が定員を超えた場合は、受講希望優先順位により定員に達するまでの方を受講者として決定します。
- (2) 受講決定通知は事業所宛に郵送いたします。 令和7年10月8日(水)を過ぎても届かない場合は必ず御連絡ください。

8 修了認定について

全課程を修了された方には、鳥取県より認知症対応型サービス事業管理者研修修了証書が交付されます。

9 その他

災害や新型コロナウイルス感染拡大等、やむを得ない事情により研修を中止(または延期)する場合等、緊急情報については本会ホームページにてお知らせします。

10 問い合わせ・連絡先

※研修の受講申込先は事業所が所在する(所在予定)各市町村であり事務局ではありません。

〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉人材部(居川・南城・藤田)

電 話 0857-59-6336

メールアドレス ninchisyo@tottori-wel.or.jp

ホームページ 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 : https://www.tottori-wel.or.jp

鳥取県 長寿社会課(とりネット) :https://www.pref.tottori.lg.jp/chou.ju/